

第4章 風景づくりの推進方策

4.1 風景づくりの心得

豊岡らしい風景は、景観形成基準をつくり規制を設けても必ずしも良い景観になるとは限りません。この豊岡に住む私たち一人ひとりは、豊岡を愛し先人から受継いできた第2章の風景の成り立ちをしっかりと理解し、次世代へ繋げていく重大な責任があります。

ゆえに、第3章の風景づくりの基本的な考え方に基づき、日々の暮らしや生業などのなかで行なってはならないことは何かを考え、さらに豊岡らしい風景となるように自ら工夫を行い、みんなで協力して良好な景観の形成に取り組むことが何より重要です。

4.2 取り組み方針

景観計画の実現にあたっては、市民・事業者・行政等がそれぞれの責務や役割を認識し、協働で取り組むことが重要です。また、良好な景観形成を推進するためには、本計画の実効性を確保するとともに、市民や景観形成活動団体（市内において良好な景観の形成を図るための活動を行う民間の団体）等による景観まちづくり活動の推進、専門家の助言や参画、庁内の連携や調整のしくみづくりなどにより、総合的な推進体制を構築することが必要です。さらに「事前協議」の場を設け、専門家からの助言や指導等を仰ぎながら、効果的に景観誘導を図っていくなどのしくみも必要です。

そのため、本計画においては、市民・事業者・行政等が協働で取り組むための役割や良好な景観形成のための施策および総合的な推進体制を位置づけます。

4.3 協働で取り組むための役割

協働の取り組みを進めるため、以下に各役割をまとめます。

1) 市民の役割

市民は、自らが景観の形成の主体であることを認識し、良好な景観の形成に関する理解を深め、良好な景観の形成に積極的な役割を果たすよう努めるとともに、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力します。

2) 事業者の役割

事業者は、自らが行なう事業活動が良好な景観の形成に深いかかわりを持つことを認

識し、事業の実施に当たっては良好な景観の形成に努めるとともに、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力します。

3) 景観形成活動団体の役割

景観形成に関する活動を行う景観形成活動団体等は、それぞれの活動の中で積極的に良好な景観の形成に貢献するよう努めるとともに、市民・事業者・行政の「つなぎ役」や「牽引役」としての役割を担います。

4) 行政の役割

市は、良好な景観の形成に関する総合的かつ先導的な施策を実施し、市民及び事業者の意見が反映されるよう努めます。また、公共施設の建設等にあたっては、地域の景観特性に応じた良好な景観の形成に寄与するよう努めます。

市は、良好な景観の形成に関して、市民、事業者及び市民団体等と連携し、それらが主体的かつ積極的な取り組みができるよう景観意識の高揚を図ります。また、国・他の地方公共団体及び市内で活動する公共的団体に対し、市が実施する施策について協力するよう要請します。

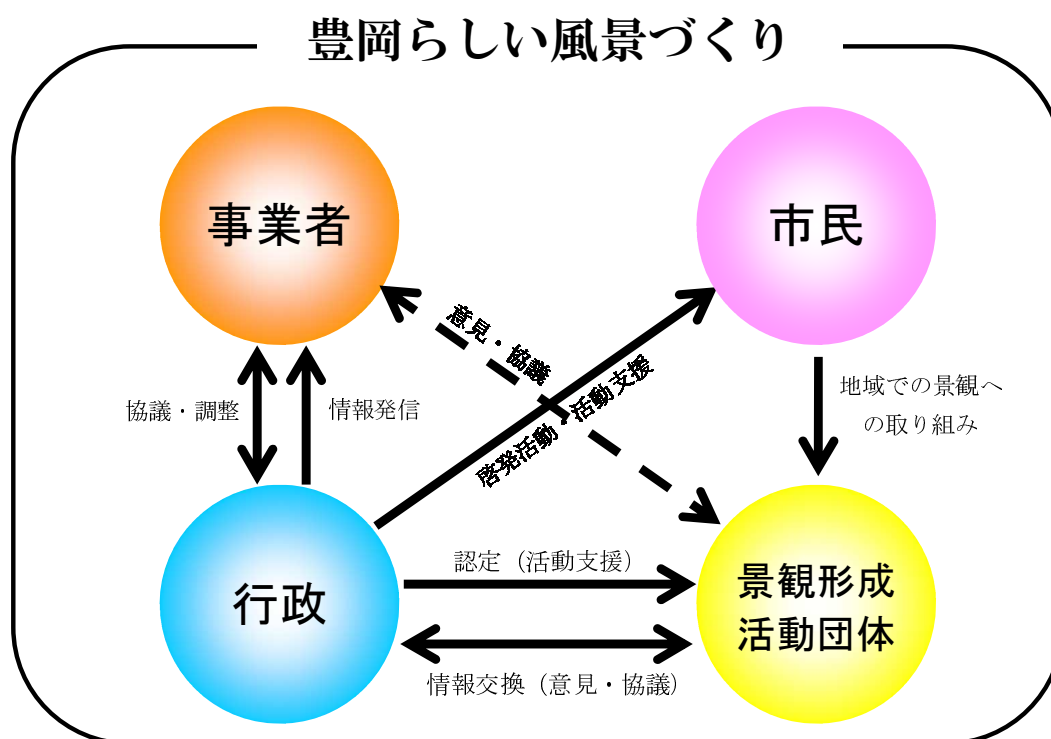


図 4.1 協働で取り組むための役割と推進体制

4.4 総合的な推進体制

市民・事業者・行政の協働体制づくりに向け、景観形成活動団体などの推進組織や景観づくり協議会を活用した総合的な推進体制を構築します。

1) 景観形成活動団体の認定

地元住民等が、自分たちの地区の景観について主体的且つ自主的に参加して活動を行っている団体で、その活動が当該地区の良好な景観の形成上有益であり、営利を目的とした活動ではなく、適正な運営が行なわれている団体を、市は景観形成活動団体に認定することができます。

市は景観形成活動団体の活動を支援し、情報を共有し、必要に応じ意見を聴くなど連携して良好な景観の形成を推進します。

2) 景観づくり協議会(法 15 条)の設置

景観づくり協議会は、関係行政機関や景観形成活動団体、観光関係団体、商工関係団体、農林漁業団体等の代表者等で構成し、良好な景観の形成の促進を図るために必要な協議を行なうための機関です。なお、景観づくり協議会は、市域全般にわたって協議を行なう全体組織とその下に各地域の事項を協議する支部組織を編成します。

3) 庁内の体制づくり

景観の形成に関わる都市計画、建築、環境、文化、農林水産業、商工観光などの関係部課との情報交換や協議などを行い、密接な連携を図ることが出来る体制を整えます。

また、職員一人ひとりが、豊岡らしい景観の価値を理解しそれぞれの業務を通じて良好な景観まちづくりが出来るよう庁内広報紙の発行や説明会などを開催し、職員への意識付けを行います。

4) 都市計画審議会（景観審議会）

景観計画の策定・変更、景観形成基準不適合に対する勧告又は命令、景観重要建造物の指定、景観重要樹木の指定、景観形成重点地区の指定、景観形成活動団体の認定など良好な景観形成に関する重要事項を豊岡市都市計画審議会（景観審議会）で審議します。

5) 景観アドバイザー制度の創設

景観まちづくりに関する市民活動や建築物等の形態、意匠、色彩などについて、行政職員や専門家を「景観アドバイザー」として派遣する制度を創設し、景観形成の情報提供や専門的な助言等が得られるよう支援します。

4.5 豊岡らしい景観を形成するための施策

市と市民や事業者および景観形成活動団体等が、本市の景観の価値を共有できるよう啓発や情報発信、景観づくりに関する知識の提供、地域の景観資源の発掘などを積極的に行い、景観形成に対する意識の向上を図ります。

行為の届出に対しては、事前協議を行い効果的な景観の誘導を図ります。また、必要に応じ良好な景観を形成するために景観アドバイザーなどにより専門的な助言や指導を行い、将来に渡り豊岡らしい景観を保全・創造していくため、地域に愛着を持ち積極的に地域の景観形成に取り組む人材を育成することを推進します。

また、市民・事業者が行なう良好な景観形成のための活動や手本となる建築行為などについては、顕彰制度を設けるなどの支援を行っていきます。

さらに景観法では、市民による景観まちづくりを進めていくため、景観整備機構等の指定や景観計画の策定・変更や景観資源の維持保全に対する支援制度として提案制度が位置づけられており、市では、これらの手法を市民自らが積極的に活用できるように支援していきます。

その他、住民の景観形成に対する意識の高まりがみられる地域や、景観に大きな変化が生じる可能性がある地域などにおいては、地域の景観特性に合ったきめ細かな景観の形成を推進していきます。

1) 効果的な手続き(事前協議)

望ましい景観形成を誘導していくためには、景観法に基づいて定められた方針や基準等を、表面的に満足していれば良いというものではありません。例えば、建築行為等が行われる地域において、周辺との「調和」や「配慮」とは、具体的にどのようなことをすべきかを、対話に基づき共有していくことが重要です。

そのため、本市では、景観法第16条に基づく届出に先立ち、「事前協議」の場を設け、良好な景観を形成するために共通の認識を図っていくためのしくみを設けます。また、公共事業の実施に際しても、景観形成の目標や方針、基準に基づいたデザイン（計画や設計）とするための協議・調整の場を設け、関係行政機関との連携を図ります。

《届出の手続きの流れ》

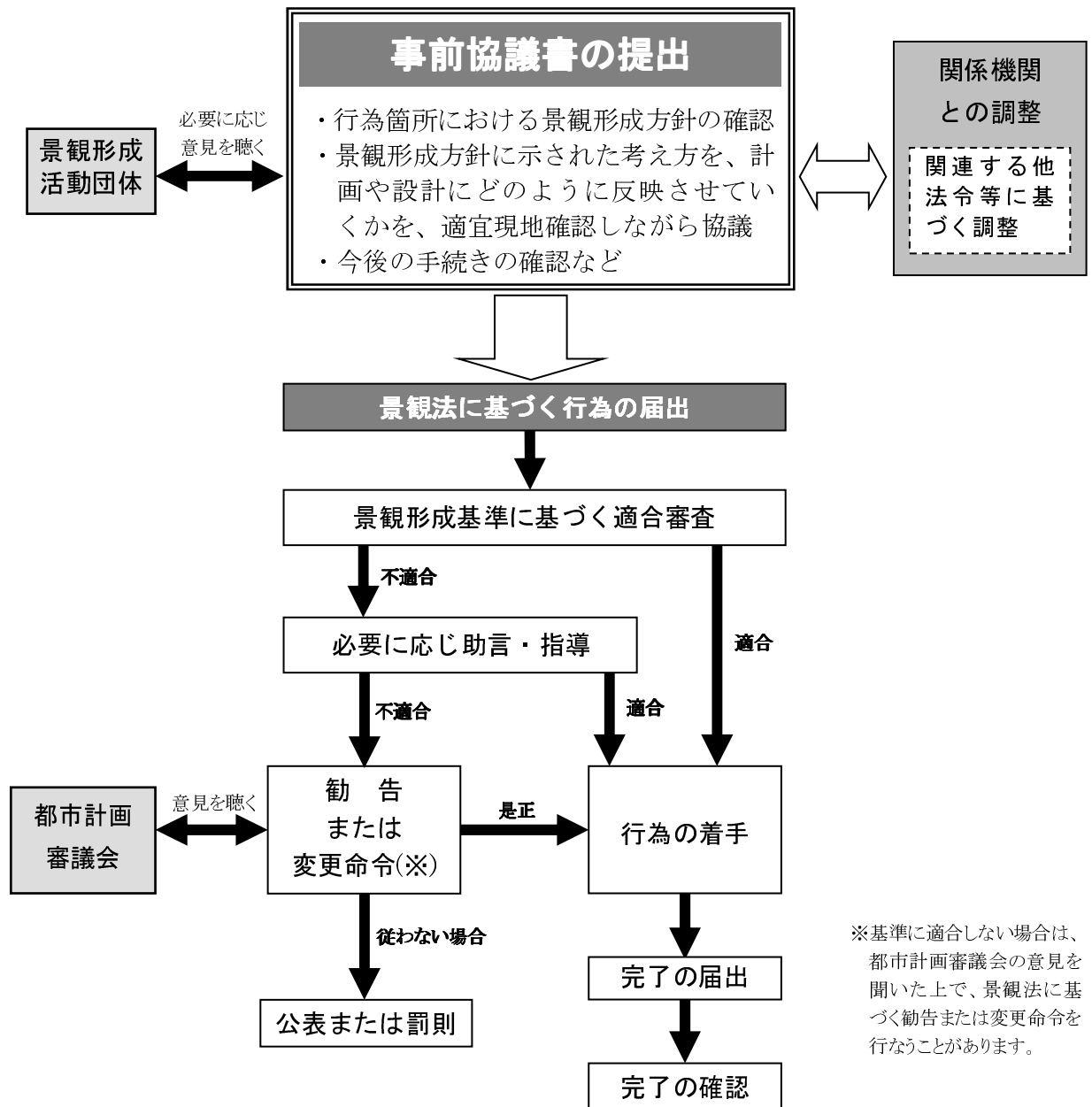


図 4.2 事前協議から行為完了までの流れ

2) 市職員や景観アドバイザーの派遣

市は、大規模建築物等の届出において専門的アドバイスが必要な場合や地域の景観まちづくりのアドバイスが必要な場合、景観形成活動団体の活動に対してアドバイスが必要な場合は、市職員や景観に関する専門的な知識・資格・実践経験を持つ景観アドバイザーを派遣することができる制度を創設します。

- ① 大規模建築物等について、より良い基準適合のためのアドバイスが必要な場合
- ② 歴史的なまちなみを守っていきたい場合
- ③ 特色ある集落の景観を活かした地区づくりをしたい場合
- ④ 地区の自然・歴史・文化資産を活かした地区づくりをしたい場合
- ⑤ 地区の建築物や広告物について、独自のルールづくりをしたい場合 など。

3) 支援制度

良好な景観の形成を図るため、次の支援を行います。

- ① 景観形成重点地区において、良好な景観の形成のために必要な行為を行う者に対し、当該行為に要する経費の一部を助成します。
- ② 景観重要建造物又は景観重要樹木の保全等のために、その所有者又は管理者に対し、保全等に要する経費の一部を助成します。
- ③ 景観形成活動団体に対し、良好な景観の形成を目的とした活動に要する経費の一部を助成します。

4) 普及啓発

景観形成の推進にあたっては、本市に関わる多くの人が景観に関心をもち、また情報を共有することが重要です。そのため、本市の景観を知る・体感する活動を推進するとともに、様々な媒体を用いて普及啓発や情報発信を推進します。

表 4.1 普及啓発の取り組み方法

方 法	内 容
景観に関する情報発信	市や市民等による景観形成の取り組み等に関する情報について、パンフレットや市のホームページ等により情報の発信に努めます。 なお、情報の充実化も併せて進めます。
啓発イベント等の検討	景観に関するシンポジウムや講演会等を開催します。
出前講座の開催 専門家等の派遣	職員による出前講座の開催や景観アドバイザーの紹介・派遣により、景観形成に関心のある市民等の活動を支援します。

5) 人材の育成

豊岡らしい景観を保全・創造し、将来にわたって継承されるよう、地域における自主的・自立的な景観形成を行なう人材を育成するため、現在の景観の形成に関わってこられた高齢者から、今後の景観形成の担い手となる子ども達を含めた幅広い年齢層に対して、景観学習などを推進します。

また、「城崎温泉町並みの会」や「出石城下町を活かす会」など、すでに景観形成に取り組んでいる活動団体においても、新旧の世代交代や交流により、さらに良好な景観形成に向けた取り組みができるよう、人材の育成を支援します。

6) 顕彰制度

良好な景観形成に貢献している優れた建築物や工作物および活動等について、その所有者や設計者及び活動に係る個人や団体を表彰してその功績を称え、市民や事業者にも広く知らしめて景観意識の高揚を図ります。

4.6 景観計画の見直し

本景観計画は、豊岡市の新しい景観づくりの始まりであり、本計画に基づく施策の実施にともなう新たな課題や新たな市民ニーズへの対応等が、今後必要になることが想定されます。

その場合、必要に応じ市民や事業者等の意見を反映させ、さらに充実した計画となるよう見直しを行います。